

# I 本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

## 1 本校におけるいじめの基本方針

### いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

### いじめ防止等に対する学校の考え

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

### 本校におけるいじめの未然防止に向けて

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行います。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を積極的に活用します。

### 本校におけるいじめの早期発見にむけて

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を行います。
- ・いじめ調査実施後、教育相談を実施します。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。

## 2 いじめ防止等に関する措置

### いじめの解消に向けて

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

## いじめの重大事案対処に向けて

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、日光市教育委員会に速やかに報告します。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

## 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置します。
- ☆＜構成員＞ 校長・教頭・教務主任・児童指導主任・各学年担任  
教育相談担当・養護教諭
- ＜活動例＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることいじめ事案に対する対応に関すること。
- ＜開催＞ 学期に1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## いじめの相談窓口について

### ○ホットほっと電話相談

〔子ども専用〕いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999

〔保護者専用〕家庭教育ホットライン 028-665-7867

### ○いじめ・不登校等対策チーム

上都賀教育事務所 0289-62-0162

○栃木県総合教育センター（教育相談部） 028-665-7210・7211

○栃木県連合教育会（栃木県教育会館） 028-625-5228

○日光市教育相談室 0288-21-9130

○日光市教育委員会いじめ相談 0288-21-5181

○落合西小学校いじめ対策委員会  
担当 教頭 0288-27-1206

## 3 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。